

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（第3回）議事要旨

1．日 時：令和元年6月19日（水）10:00～12:00

2．場 所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3．出席者：

（構成員（敬称略））

明石伸子、奥山眞紀子、柿野成美、門田光司、清永奈穂、古賀正義、近藤直司、定本ゆきこ、新保幸男、鈴木みゆき、谷口仁史、土肥潤也、福田里香、藤川大祐、門馬優、山縣文治、山本和代

（ヒアリング対応府省）

全ての子供・若者の健やかな育成

若者の職業的自立、就労等支援

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

生方裕 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐

山本浩司 厚生労働省人材開発統括官付キャリア形成支援室長

伊藤正史 厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当 参事官

上浜敏基 経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 室長補佐

田平浩二 内閣府男女共同参画局推進課長

社会形成への参画支援

中野理美 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

松岡宏晃 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐（併）消費者教育係長

小谷克志 総務省自治行政局選挙部管理課 選挙管理官

川副万代 法務省大臣官房付

周藤崇久 法務省民事局付

米山眞梨子 消費者庁消費者教育推進室教育推進室長

（事務局）

小野田壮政策統括官、福田正信大臣官房審議官、北風幸一参事官（青少年企画・青少年支援担当）、岸田憲夫参事官（青少年環境整備担当）、谷口哲也調査官（青少年企画・青少年支援担当）

4．概 要

古賀座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「子供・若者育成支援推進のための

有識者会議」の第3回の会議を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日も構成員の皆様方、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、また、初めて構成員になられた方は初めてお使いになるかと思いますが、4号館の会議室ということで、こちらがもともとあった建物でございますけれども、場所についても新たな中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これから議事に入りますが、その前に、近藤構成員が初めてお見えですので、一言簡単に御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

近藤構成員

1回目、2回目、欠席で失礼いたしました。近藤直司と申します。

専門は、精神医学です。精神保健福祉センターとか児童相談所、児童思春期の精神科の理事長などをやってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

古賀座長

どうもありがとうございました。

今まで2回の御議論をお願いしてきたわけなのですが、その中で全体に、御質問等も出ておりました。それについては、この後の議論に有効にいかす形でお戻しするという形をとりたいと思います。もちろん各省庁から御回答もいただいているのですが、後でまとめて御報告する。そして、議論をするというようにしたいと思います。

ですので、今日のところは、今日与えられております新たな課題について御議論をお願いするということにしたいと思っておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

それでは、その点を御承知おきの上で、議事の1から進めていきたいと思っております。お手元に次第がございますので、御覧いただければと思いますけれども、今日は主に職業的自立、社会的自立に関わる事項が並んでおりますので、ぜひ皆さんからお話しいただければと思います。

それでは、議事のほうに入ってまいります。

本日は、子供・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援推進大綱の5つの柱の一つであります、全ての子供・若者の健やかな育成のうちの若者の職業的自立、就労等支援、社会形成の参画支援の2つについて、大綱に掲げている施策の点検・評価を行ってまいりたいと思っております。

関係府省よりヒアリングを行った後で、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について、構成員の間で忌憚のない御議論をお願いしたいと思っております。

できるだけ御報告のお話をお聞きした上で、構成員相互の意見交換を多くしていくように努力していきたいと思っておりますので、そのような御理解でお願いしたいと思っております。

まずは、若者の職業的自立、就労等支援から審議を行いたいと思います。
議事1の点検・評価項目や進行等について、事務局より御説明をお願いいたします。

若者の職業的自立、就労等支援

職業能力・意欲の習得、就労等支援の充実 について、大綱の記載や関係データを事務局から説明（資料1）した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

職業能力・意欲の習得（資料2）

文部科学省

お手元の資料2を1枚めくっていただきましたシートが、文部科学省のシートでございます。関係資料は後ろにつけてございます。

まず、(1)主な取組でございますけれども、キャリア教育、職業教育の推進ということで、これまで児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育、職業教育を推進しておりますところでございますが、新学習指導要領、これは平成29年3月、平成30年3月に公示されておりまして、実施は2020年、小学校から順次実施になっておりますけれども、その新しい学習指導要領におきまして、キャリア教育の充実を明記するとともに、キャリア教育の視点からの小中高のつながりが明確となるよう整理したところでございます。

また、学校、地域、産業界が一体となって、社会全体でキャリア教育を推進する機運を高めるため、キャリア教育推進連携シンポジウムを実施しているところでございます。

また、学びのポートフォリオ的な教材でございます「キャリア・パスポート」の導入・活用に向けまして、教師用、児童生徒用の例示資料を作成いたしまして、本年3月に周知をしたところでございます。

さらにキャリア教育の指導内容の充実を図るために、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引きやパンフレットをホームページに掲載するなどの取組をしてございます。

また、専門高校につきまして、全国48校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとして指定いたしまして、社会の変化や産業の動向などに対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成しているところでございます。

また、「インターンシップ（就業体験）の推進」でございますが、まず、小中高校段階の就業体験等につきまして、学校と地域、社会、産業界等とマッチングさせるための取組といたしまして、ポータルサイト等の取組を実施してございます。

また、高等教育段階のインターンシップにつきましては、平成27年12月に経済産業省、厚生労働省とインターンシップ推進に当たっての基本的考え方の一部を改正して各大

学に周知をしたところでございます。

(2)の取組の進捗状況でございますけれども、職場体験・インターンシップでございます。後ろに資料もつけておりますけれども、公立中学校につきましては、職場体験は98.6%、ほとんどのところですが、公立高校のところは、84.0%でございます。また、大学、大学院につきましては、81.7%ということでございます。

最後、(3)の現在の課題と今後の方向性でございますけれども、今、申し上げました公立高校について、インターンシップを実施しておりますけれども、普通科の高等学校について若干少ないということがございますので、大学進学希望者が多い普通科の高等学校につきましても、それぞれの高校や生徒の特性を踏まえて就業体験を充実するというので、いわゆるアカデミックインターンシップ等を充実していくこととしております。

また、冒頭申し上げましたように、新しい学習指導要領においてキャリア教育の充実を明記しておりますので、引き続き取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、高等教育段階ですけれども、質の高いインターンシップを普及・拡充させるためということで、平成29年度よりインターンシップの届出・表彰制度を実施しておりますので、引き続きこれらの制度によって、すぐれた取組を全国に普及してまいりたいと考えております。

厚生労働省

19ページになります。

まず、(1)の項目、職業能力開発の場面におきましては、職業訓練受講者を対象にジョブ・カード、これは個人が、例えば自身のキャリアプランを記入するシートになりますが、このジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングや職業訓練成果の評価を実施しております。

とりわけ職業生活の基点、スタートとなる学生段階におきまして、自らのキャリアプランを明確にする必要があるということで、大学、専修学校の学生に対するジョブ・カードの活用促進を図っております。

2ポツ目ですが、職業に必要な知識・技能を習得させることにより、若者の就職を支援するというので、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施しております。

3ポツ目、女性の活躍・両立支援総合サイトでは、職業選択に当たって企業が開示した女性活躍に関する情報を参照できるよう、女性の活躍推進企業データベースの運用を本格的に開始しております。

求職者等のユーザビリティ向上のために、検索機能の充実等の機能強化・改善を図っておりますとともに、学生等の利用を促進するため、スマホ版を作成しました。

また、「両立支援のひろば」のサイトにおいては、仕事と家庭の両立に取り組む企業事例の充実に取り組んでいるところでございます。

(2)の自己評価ということで、平成29年度のジョブ・カード取得者数は、約20.8万人となっております。そのうち公共職業訓練は9.2万人、求職者支援訓練は2.8万人となっております。職業訓練の場面においても活用が進んでおります。

2点目、29年度におきまして、公共職業訓練の受講者数は約11.2万人、就職率は施設内訓練で87.1%、委託訓練において74.9%でございます。また、求職者支援訓練の受講者数は2万7000人で、就職率は基礎コース58.0%、実践コースで65.0%でございます。職業に必要な知識・技能を習得させることにより、若者の就職を支援したところでございます。

3点目、平成31年3月末時点の女性の活躍推進企業データベースで情報公開を行っている企業は約1万社、両立支援のひろばのサイトで一般事業主行動計画公表を行っている企業は約6.4万社、両サイトの30年度における年間アクセス件数の合計は約50万件となっております。

現在の課題、今後の方向性でございます。

ジョブ・カードの作成支援機能を持ちます「ジョブ・カード制度総合サイト」あるいは「ジョブ・カード活用ガイド」によりまして、操作の利便性やアクセス性の向上及び周知広報に取り組んでいるところであります。引き続き企業でありますとか学校におけるジョブ・カードの普及促進に積極的に取り組んでまいります。

職業に必要な知識・技能を習得させることにより、若者の就職を支援していきます。公共職業訓練、求職者支援訓練を引き続き実施してまいります。

「女性の活躍両立支援総合サイト」は、今後もより求職者の職業選択に資するサイトとなるよう、掲載情報の充実を図るために、画面レイアウトでありますとか、検索機能の充実を図っていきます。あわせて登録企業数の増加に取り組んでまいります。利便性の観点からも、データベースを活用する企業に法人番号の明示を求めていく必要があるということで、そういった各企業への働き方も積極的に行ってまいります。

経済産業省

当省は、キャリア教育の支援の推進ということを中心にお話しさせていただきます。資料は23ページでございます。

まず、経済産業省としては、先進的な教育支援活動を行う企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を実施しております。

さらに、文部科学省と連携して、学校関係者、地域社会、産業界などの関係者の連携・協働による取組を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」も実施しております。

それぞれの表彰の違いについては、29ページに出しておりますが、まず、キャリア教育アワードは、企業、経済団体等を表彰するもの。

対して推進連携表彰は、教育関係者と地域・社会、産業界との組織とか、連携のあり方を表彰するというものでございます。

さらに、先に文部科学省さんからもありましたとおり、キャリア教育推進連携シンポジウムを文部科学省、厚生労働省と連携して行っている次第でございます。

社会人基礎力につきましては、2006年にこれから社会人になる必要なコンピテンシーということで設定したものを、人生100年時代の社会人基礎力として、新たに定義をして、普及啓発活動を実施しています。

自己評価につきましては、やや定性的になりますけれども、3省連携の体制でキャリア教育の機運を醸成していくということは、継続的に続けていきたいということ。

それから、経産省が実施しているキャリア教育アワードについて、キャリア教育の意義は浸透しているのではないかと。

32ページ目になりますが、例えば経団連さんであったり、キャリア教育プログラム開発推進コンソーシアムであったり、教育関係者にプログラムを届けるような仕組みはできてきているのではないかとございます。

そして、今後の方向性ということにつきましては、キャリア教育アワードについては、教育効果というところに踏み込んで行っていきたいということでございます。そのために、まず、複数年度にまたがったPDCAサイクルが具体化されているかとか、受講者の意欲、態度、能力がどのように変容したかというアウトカム評価を含んだ定量的KPIを設定しているかとか、そういったことで今後改定していきたいと考えております。

内閣府

若干キャリア教育全般という話とは違いますが、私どものほうでは特化した部分について実施をしておるところでございます。女子の理系分野の進出という観点からの取組を御説明させていただきたいと思っております。

科学技術ですとか学術分野における女性の活躍につきましては、多様な視点だとか発想を確保して、イノベーションの創出によってさまざまな問題解決を図るという観点から、我が国が持続的に成長していく上で極めて重要と認識しているところがございます。

一方で、資料のほうにもつけさせていただいておりますけれども、我が国の研究者、これは文理問わずということもございますが、それに占める女性の割合は上昇傾向にあるのですが、16.2%というところで、諸外国と比べてまだまだ低い状況。

特に次のページを見ていただきますと、理工系分野の女子学生の比率が低いという状況でございます。

現在、内閣府、政府全体として第4次男女共同参画基本計画に基づきまして、女性研究者、技術者が働きやすい研究環境の整備、理工系分野の進路選択に関する女子中高生、保護者、教員の理解促進、理工系女性人材の育成に取り組んでいるところがございます。

具体的にどのような取組を行っているかというところもございますが、内閣府におきましては、文部科学省、経済界、大学、学術団体等との連携のもとで、主に女子生徒などを中心といたしまして、夏休み期間中に企業・大学等の団体が実施する理工系の職場、

工場見学、仕事体験、先輩女性社員との交流などのイベントを「夏のリコチャレ」として取りまとめて、ウェブやチラシの学校配布などにより広報をしているところでございます。

また、女子生徒などが理工系分野への興味・関心を高めるためのシンポジウムを開催したり、昨年度から委嘱をしておりますが、理工系分野等で活躍している女性「STEM Girls Ambassadors(理工系女子応援大使)」による情報発信、ロールモデルの提示などに取り組んでいるところでございます。

自己評価のところにつきましては、啓発事業ですので結果をどのように評価していいかというところが定かでない部分もございますが、具体的にどれくらい浸透してきているかという観点から自己評価をさせていただいております。

「夏のリコチャレ2018」におきましては、123団体165イベントを実施いたしまして、参加人数が2万4000人という形になっていまして、徐々に浸透してきているのではないかと考えております。

それから、女子生徒等が理工系分野への興味・関心を高めるためのシンポジウムにつきましても、平成29年度から実施しておりますが、30年度においては参加者数が前年を上回ることができたところでございます。

今後におきましては、大学の理工系分野の学部において、女子学生の割合が低い状況ですので、これからも「夏のリコチャレ2019」の促進、STEM Girls Ambassadorsによる講演なども通じまして、今年度は全国10都市でそういうシンポジウムを実施する予定でございまして、引き続き女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進していきたいと考えております。

就労等支援の充実（資料3）

文部科学省

お手元の資料3でございます。1枚おめくりいただきまして、1ページが文科省のシートでございます。

まず、学生に対する就職支援でございますが、先ほどの項目で申し上げましたキャリア教育の推進を図るとともに、ここではハローワーク等と連携しながら、ジョブサポーターなどによる支援の充実を図っているところでございます。

また、大学等につきましては、関係省庁と連携いたしまして、大学の就職相談員等と新卒応援ハローワークのジョブサポーターとの連携による学生に対する個別支援を徹底し、きめ細かな対応に取り組んでいるところでございます。

「秩序ある就職・採用活動への取組」といたしまして、大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるように、大学生等の就職・採用活動の開始時期等につきまして、関係府省と連携し、経済団体等に要請をしております。

また、大学と一般社団法人日本経済団体連合会（以下、経団連という）では、今後の採用のあり方等に関して意見交換を行っておりまして、本年4月に中間とりまとめとして、複線的で多様な採用形態に秩序をもって移行すべきという提言を公表されたと承知しております。

「（2）取組の進捗に係る自己評価」のところでございますけれども、今年の3月卒業生の就職率でございます。これは景気の部分もございまして、高等学校卒業生、大学卒業生ともに高い数値となっております。

「（3）現在の課題と今後の方向性」でございます。

まず、高校生の就職慣行としての1人1社制のあり方につきまして、高校生の主体的な職業選択に向けた就職支援とキャリア教育の推進という観点から、当事者の声も取り入れながら、よりよいルールとなるよう検討を進めることとしております。

また、就職率につきましては（2）のような状況で、高水準で推移しているものの、引き続き就職を希望する全ての学生が就職できるよう、支援する必要があると考えております。

また、必要に応じまして、大学と経団連の提言や現在の就職活動の実態等を踏まえまして、今後の就職・採用の在り方について検討を行うこととしております。

今後とも関係省庁と密に連携し、学生の就労等の支援を実施していきたいと考えております。

厚生労働省

各省の説明の中にも、既に厚労省の関わりのある取組が紹介されておりますが、ここでは厚労省が主体となった取組に特化した形で御報告申し上げたいと思います。

大きくは3点でございます。

（1）の、就職実現に向けてさまざまな課題を抱えた若者に対するきめ細かい就職支援についてでございます。全国に新卒応援ハローワークあるいは若者ハローワークといった専門の窓口を設置いたしまして、担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介を実施しているところでございます。

また、若年者地域連携事業は、都道府県が主体となります多様な若者の就職支援拠点「ジョブカフェ」の国の事業の部分ということで御理解いただければと思っております。職場見学会であるとか、あるいはUIJターンに特化した就職支援など、特に地域の実情に応じた形での取組、都道府県労働局から適切な民間団体への委託により実施をしているところでございます。

2点目、正社員転換待遇改善実現プランでございます。平成28年度から来年度、令和2年度までの5年計画ということで策定をし、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善などに関わる幅広い取組を推進しております。

また、3点目、若者が安心して働くことができる環境づくりに関わりまして、いわゆ

る若者の使い捨てが疑われる企業などを対象としての重点的な監督・指導を実施しているところでございます。

それぞれの取組の進捗でございます。

まず、1点目でございます。新卒応援ハローワーク、新卒あるいは既卒で大卒と求人に応募し、就職活動を行う方々の専門窓口。昨年度、目標を上回る18.8万人の方が、当窓口の支援を通じ、就職しているところでございます。

不安定就労状態にあり、正社員を希望する方を対象とした窓口「若者ハローワーク」におきましては、この支援によって24.6万人の方が正社員就職を実現しておりますが、残念ながら目標は若干下回ったところでございます。雇用情勢の影響を受けての支援対象求職者の減等によるものでございます。

地域連携事業に関しましては、昨年度から見直しを図っているところでございます。

実績については、その下の欄でございます。昨年度目標3.3万人に対し、3.4万人ということで目標達成をさせていただいております。

それぞれの窓口の支援の概要については、後ろのほうに資料を添付させていただいているので、御参照いただければと思います。

次に、正社員転換待遇実現プランでございます。毎年その進捗状況を公表しているところでございます。中間年度ということで、昨年度、30年度、必要な見直しを行っております。この見直し後のプランに基づく着実、効果的な推進を図っております。

参考資料のほうに、改定を反映したプランとその進捗状況について添付させていただいております。

また、3点目、若者の使い捨てが疑われる企業等に対する重点的な監督指導でございますけれども、特に毎年11月を集中実施期間という位置付けでの取組を実施しているところでございます。その集中実施期間の直近の実績をここに掲げさせていただいております。全国8,400余りの事業場に対しての重点的な監督指導を実施し、相当数の事業場で労働基準関連法令の違反を確認、是正・改善指導を行っているところでございます。

こちらに関しましても、本年4月に公表しております昨年度の重点監督の実施結果、公表資料を添付させていただいております。

こうした進捗状況も踏まえた上で、次のページでございますけれども、1点目の就職支援に関しましては、プログラムへの誘導ということを重点に置きまして、政府広報なども積極的に活用しながら施設や支援プログラムへの周知等を通じて、来所者拡大等を行い、また、地域連携事業に関しましては、地域ごとの協議会を中心としたPDCAサイクルの強化を図っていきたいと考えております。

2点目のプランに関しましては、非正規雇用対策の総合的な推進を、このプランに基づき、さらに計画的に進めていきたいと考えております。

使い捨てが疑われる企業等に関しましては、先ほど来申し上げておりますような重点的な監督指導等の取組を、引き続き積極的に行っていくという考え方でございます。

2) 意見交換

藤川構成員

キャリア教育の推進に関する評価について意見を申し上げます。

資料1の1ページには、キャリア教育や職業教育を体系的に充実させるとあって、その際に職場体験やインターンシップ等を活用するとあるわけですね。ところが、文部科学省さんの御報告では、自己評価として、職場体験、インターンシップの実施率のみが記されています。これはやはり自己評価の観点がずれているのではないのでしょうか。

つまり、体系的な充実をさせているかどうかについての評価をいただかなくてはいいはずですが、職場体験のデータしかないわけですね。体系的に充実させるということについては、私はかなりまずい状況があるのではないかという懸念を持っております。

一つの証拠資料として、OECDの国際教員指導環境調査、TALISと言われている調査があって、間もなく2018年のものも公表されると思いますが、2013年のものを見ても、多くの日本の教員が多忙だということが注目されています。多忙な上に、研修などの機会が学校教育内にとどまっており、諸外国に比べて企業とかNPOなどと関わる研修の機会が著しく低いのですね。

恐らくそのせいもあって、教員の自らの指導について、日常の授業の中で仕事と関連するような説明ができていないという教員も、諸外国と比べまして著しく低いわけです。

つまり、体系的にキャリア教育が充実できているかということ、恐らく働くとか仕事ということと日頃の教科の内容をつなげる指導というのが、日本の学校ではかなり手薄なのではないかということがうかがわれるわけですね。

こうしたことを考えますと、とにかく職場体験をやらなければいけないからどの学校でもやろうということになっていると思うのですが、その質についても評価がないですし、まして体系的なキャリア教育という点においては、恐らく何の評価もされていないのです、課題が多々あるのではないかと。

実際、私も学校現場に関わって、キャリア教育に関わる取組をさせていただいていますが、学校の先生方の現在のさまざまな社会の職業等についての意識の低さというのには、いつも困っているといたしますか、課題を感じております。

ですから、ぜひもっと踏み込んだ体系的なキャリア教育ということについての評価を進めていただきたいというのが意見でございます。

古賀座長

職場での必要とされる資質や能力の育成と教育現場とのマッチングの難しさ、その間に入る人材の問題もあるかと思われまます。どうぞ御意見をいただければと思います。

清永構成員

これは藤川先生の御意見にも関連するのですが、文科省、厚労省ないし関連省庁が連携して行う統一のカリキュラムといったものはあるのでしょうか。つまり、それぞれが学習指導要領を作っていたり、社会人基礎力というものを求めているけれども、例えば各省庁行う時間や場所は異なれど、この学習指導要領に沿って学習を行っていくと社会人基礎力がついてくるといった共通のカリキュラムがないと、先生がおっしゃったような体系的な指導、学習内容にならないのではないかと思います。その辺を教えていただければと思います。

文部科学省

先ほどの御質問に対しまして、関係省庁連携ということですが、先ほど、経産省からも御報告がございましたけれども、キャリア教育推進連携シンポジウムというものを文科省・経産省・厚労省の3省で連携して開催してございまして、その中で、学校教育でのキャリア教育の取組、企業におけるキャリア教育の取組、そして学校と企業や地域が連携した取組を表彰しまして、広く一般の方に周知するなどして、キャリア教育推進の機運を高めるといった取組を推進しているところでございます。

厚生労働省

各省の御説明にも登場しておりますように、インターンシップを含む各般のプログラムに関しまして、表彰、その他の事業において、私どもも参画をする形で連携しておりますが、直接のお尋ねの統一のカリキュラムがあるかどうかという意味では、例えば3省なら3省が共同で作成したカリキュラムといったものが存在するわけではない。ただ、方向性あるいは個別の事業の中では連携をし、より有効な取組を進めているという段階でございます。

私どももさまざまな議論の場で、各学校において一定の質を備えたキャリア教育あるいは職業選択に関わる指導の体制強化が必要ではないかということは、問題提起を受けているところでございまして、その中でそれぞれの省庁がふさわしい役割を果たすことによりまして、各学校教育の場面で、日々有効なキャリア教育あるいは職業教育等の取組が推進できる体制あるいはプログラムの充実に、さらに努めていきたいと考えております。

古賀座長

一例ですけれども、例えば就職率を文科省が調べるときは学校から、厚生労働省が調べるときは事業所からということだと思います。そういうことが出てまいります。ですから、対象が違っているものですから、そこでの課題意識とか数量の把握というのは、若干異なってくるところがあるかと思いますが、前よりは省庁間連携を意識していると

いうお話かと思えます。

定本構成員

総論的な話になるかもしれませんが、各省庁の取組を聞かせていただくと、本当に頑張っていらっしゃるといふか、いろいろな良いアイデアを出して頑張っていらっしゃると思うのですけれども、私ども臨床の現場におりますと、本当に青年期の若者たちが本当に希望を無くしているといふか、私はいろいろな制度ができますと、就労意欲さえあれば何とかなるみたいなことを思ったりするのですけれども、本当に就労意欲がそがれてしまっているといふのがあって、それはやはり青年期の少し前の学校生活の前で、なぜか意欲そのものがそがれていっているといふのが一番重大な問題ではないかと思っているのですね。

そのときに、こういう取組は本当にすばらしいのですけれども、その伝え方といふか、女性に対しての取組が紹介されましたけれども、特に男の子が一番心配なのですが、意欲さえ持っていて、君が頑張れば何とかなる、きっと未来は君に合う仕事があって何とかなるみたいな希望が持てて、それは保護者もそうです。結局、保護者が、この先どうなるのだろうか、この子はどうなるのだろうか、この子は仕事ができるのだろうか、ひきこもるのではないかという不安を募らせる余り、子供に余計なプレッシャーを抱えて、それで子供も元気を無くしていくといふのが本当にあります。

ですから、子供と保護者に希望が持てるような伝え方をして、こういう取組があるし、別にすごく良い大学に行かなくてもきっと何とか仕事ができるみたいな希望を与えてもらいたいといふか。

そのときに学校の現場を見てみると、先生たちは本当に仕事が多くて大変といふか、いじめも調査しろとか、その上キャリアがみたいな。先生たちは、先ほどもおっしゃったように、本当に世間知らずなところがありで、いろいろなキャリアとか仕事を紹介しろと言っても無理みたいなので、いかに外部の人材を活用するか。学校といふのは先生が全部しなくてはいけないみたいな文化があって、余計に疲労していくといふのがあるので、キャリアに関しても、いかに外部のいろいろな優秀で、熱意のある若者たちにどんどんおいでと言えよう外部の人たちをどれだけ活用するかということにかかっているのではないかと思います。

古賀座長

今の定本構成員のお話は、どちらかといふと困難を有する若者について、より一層強く支援をといふ話でよろしいでしょうか。

定本構成員

はい。私の臨床現場ではそうです。

古賀座長

何かずっとお話を聞いていますと、一般的にどうするかというだけで、困難を有する子供に対して特化した支援という論理が見えなかったという気がいたしましたので、私はその点で共感するところがございます。

福田構成員

御説明どうもありがとうございました。

今、いわゆるキャリア教育と言われてはいますが、企業の側としまして、企業としても何かできることがあるのではないかとということで、子供たちが自分の頭でどう生きていくのか、どういう職業を選んでいくのかということの一助となればと考え、幾つかの自主的なプログラムを行っております。その中で、前回も少しお話しさせていただいたかもしれないのですが、オリンピック・パラリンピックを題材にして幾つかの教材を作っております。その教材に基づき、例えばオリンピックでも選手が飛んだり跳ねたりするだけでなく、それを計測している人もいれば、見に来る観客の方々を運んでいるバスの運転手さんもいれば、選手村で御飯をつくっている人もいるね、というようなことを話しながら、社会の役割は何だろうということを論議いただくような授業が行われています。その授業をどのように実施していただくかということで、先生方向けのセミナーですとか講演会を行っているのですが、先生方は本当に非常に忙しいので、日程をどこに設定したら来ていただけるか、悩みながら設定していますが、地域の差もあるかもしれませんけれども参加率がなかなか上がらない地域があったりということもございます。

また、そこに来られる現場の先生のお話を聞いていると、もっと時間が欲しいと意見が出るくらい、非常にディスカッションも白熱しますし、現場に来られると先生方はすごく熱心なのですけれども、もう一つ、いろいろな課題が複合しているように思うのです。

先生方にまつわる問題というのは、先ほどもお話がありましたけれども、やはりいろいろなことで多忙だということもありますでしょうし、いろいろやらなければいけないことが増えている。前回もお話ししたと思うのですが、情報の授業であったり、LGBTのことであったり、いろいろ新しいことが増えて、先生方がやらなければいけないことが非常に増えているという課題もあるのだと思います。

企業で働いたり、あるいは社会で働いたりということがない方々が様々な職業や生き方について学校で教えるということは、やはり難しさもあると思いますので、そこで何か連携あるいは御支援できることが出てくるのであれば、企業各社いろいろなプログラムを持っていると思いますし、積極的に御利用いただければいいのかなと思ったのが一つです。

もう一つは、カリキュラムの問題で、私は専門家でないのでわからないのですけれども、この間、現場の先生とお話をしていましたときに、海外の教育の組み方が絶対的にいいというわけではないのかもしれないですし、どちらの何がよくて悪いのかはわからないのですが、やはり総合的に課題を設定してそれを解決していくような力というのが、海外の若い方、子供たちと比べると弱い気がするとその先生方もおっしゃっておられました。私もふだん現場にいてそういうことを感じるものが多く、それはどこから来ているのかなと思ったのですけれども、やはり科目が分かれていて、例えば私たちが行うプログラムを実施するときに、どこの授業でやるかというのは様々なですね。

総合的な学習の時間であったり、社会科であったり、体育であったり、いろいろな科目で実施されるのですけれども、やはりそういった総合的な教育という視点が何かしら少ないのではないのか。どのようにしたらいいのか、私も今、デジタルな解がないのですけれども、科目に分かれているのがよくないのか。

各科目は基礎力として必要だと私は思いますが、課題設定をして解決していくような力をつける教育の在り方ということも論議されているのであれば教えていただきたいですし、もし、ないのであればどうしたらいいのか。これこそ各省庁単独ではできないのかなと思いますので、ぜひこういった場をきっかけに御議論いただければと思います。

古賀座長

まず、一つは外部人材の活用ですね。NPO、企業のお立場からのご発言ということです。

もう一つは、この後、話題が出ますが、公共という高校の科目が新学習指導要領で設定されていくわけですけれども、こういった科目だけでいろいろなキャリア教育に係る能力を育成することができるかという問題があって、もう少し幅広く科目設定あるいは柔軟な教育活動設定をしないといけないのではないかとということが御指摘かと思えます。

少しだけ文部科学省さん、難しい課題のときにいつも指名するようになってしまいますが、今のことはいかがでしょうか。後段のほう。前段はいろいろあるかと思えますので。

文部科学省

来年度から新学習指導要領が小学校から段階的に実施されますが、全ての学校教育活動に関わる取組として、キャリア教育が総則に位置付けられてございますので、小中高におきまして、特定の教科ということではなくて、全ての教科や職業体験などの体験的な活動といった学校教育活動全てを通じて取り組んでいくこととなります。

先ほど先生から御指摘がございましたように、キャリア教育におきましては、人間関係形成、社会形成能力ですとか自己理解・自己管理能力、先ほど御指摘がございました課題対応能力、そしてキャリアプランニング能力、こういった資質・能力を児童生徒に

培わせるための取組を進めているところでございますので、キャリア教育を通じまして、先ほど来、出ています課題対応能力につきましても、しっかり子供たちに身に付くように、今、進めているところでございます。

福田構成員

現場の先生方のお話を聞きましたときに、やはり海外の子供たちと比べたときに、その能力が劣っているように感じるとお聞きしたのが非常に気にかかりまして、何か海外の教育の仕方の特徴的なものがあるのかと少し感じましたので、そこについても、文科省さんだけというわけではないと思うのですけれども、何か改善できるものがあればと思いましたので発言させていただきました。

古賀座長

海外を一律には語れないのしょうけれども、実践的なキャリア教育を行うということは、かなりいろいろな国であるわけですね。そういったものとの関係で見たときにどうなのかなということ。抽象度が高くなってしまっていないかということがあるかと思っています。

奥山構成員

就職率もかなり上がってきて、経済の問題もあるのかもしれないですけれども、見ていると、やはり就職はできるのだけれども、その後の問題がかなりあるような気がするのです。転職が悪いわけではないのですけれども、やはりいい形で転職しないで、ここは自分に合わないからと辞めて、次がなかなか見つからない。見つかっていって、また辞めてというのでどんどん落ちてしまうお子さんたちが結構おられるような気がするのです。

就職に対しての支援とか、就職に対しての教育とか、いろいろされているのですけれども、転職技術といいますが、転職に対してどうしたらいいのかというあたりのところをどうサポートするのかというのも、一つ課題ではないかと思っています。

古賀座長

大変大事な問題かと思えます。自立というと、ずっと長期的に同じ、安定した雇用だけを前提にしていくという（自立のイメージの）時代は終わろうとしているのではないかと思います。

山本構成員

今ほど皆さんがおっしゃっていることは、本当にそのとおりだなと思ってお聞きしておりました。

現場では、キャリア教育というと、職業体験、職場体験をすればいいという感じになっていて、本当の意味での労働というものとか、労働法というものとか、そういうものを身に付ける機会が非常に少ないなと感じています。そうしますと、奥山先生がおっしゃったように、一つ失敗してしまうと次につながっていかない。

私たちのところに労働相談がたくさん寄せられていますけれども、その中で、労働法がわかっていたらこんなことでつまずかなくてもよかったのにと思うことが、すごくたくさんあります。

ですので、文科省の方々は総則とおっしゃっていましたが、点数に現れないものについて、現場ではそこに力を入れていくということが難しいという状況も、ここで皆さんと共有させていただけることではないかと思っています。

明石構成員

私も藤川先生がおっしゃったことに共感するところがあります。キャリア教育の必要性や実施は、すでに各学校が非常に力を入れていますし、キャリア教育という言葉も十分に浸透しています。実際に実施率も非常に高くなっているので、これから注目しなくてはいけないのは、「質」の問題ではないでしょうか。こんなにキャリア教育をやっても、就職してすぐ退職してしまう人がいるように、こらえ性がないというか忍耐力に欠ける人がいる。労働の対価として給与をもらうことがいかに大変なことで、社会にはいろいろな職業があって自分に合った職業がベストであり、注目されるような職業ばかりが良いものではないというような、職業教育に関わる本質的な問題が、キャリア教育の前提としてきちっと伝わっていないのではないかという懸念があります。

先ほど文科省の方が、キャリア教育の前提として、人間関係の形成能力とか課題解決能力、あともう一つ、何とおっしゃいましたか。

文部科学省

基礎的・汎用的能力というのがございまして、キャリアプランニング能力。

明石構成員

キャリアプランニング能力のようなものは、キャリアコンサルタントの方が教えてくださっているのかもしれませんが、一番重要なのは「人間関係形成能力」ではないでしょうか。こういう点についての教育が前段にあって、その後に職業体験があるというのが重要ではないかと思いますが、その辺がどのような形で実施されているのか疑問に思いました。

古賀座長

よろしいでしょうか。その点は非常に大きな問題で、この後にも関わってくるお話か

と思いますね。

お聞きしながら考えるのですが、離職率というのが出ていないのですね。早期離職率は下げ止まりしているのですね。今、40%台とか、かつては5割とかだったのです。下がったのですけれども、下がってから早期離職率が止まってしまったのですね。そこから余り下がらない。ということは、何があるのだろう。ずっと御指摘の御意見を聞きながらも、改めて思うわけですね。

私、たまたま会議で東京都のハローワークの関係の方にお話を伺うときがありましたけれども、就職後1カ月以内に辞める高校卒業者もかなりの率に上るというお話でした。ですから、単に景気だけの問題でなくて、職場というもので必要とされるさまざまな能力を想定できない子供たち、若者がいるのではないか。

これに全然応えていなく、ただ就職率を上げるのは、果たしてベストな数値なのだろうかと、今、皆さんのお話を聞きながら思いました。

谷口構成員

まさに先ほど古賀先生におっしゃっていただいたような現実というところは、我々の現場でも多く見られるところなのですね。

困難を抱える子供・若者については、次回ということなので、そちらのほうでじっくり話をさせていただきたいと思いますが、まずここで考えなければいけないのは、理想と現実のギャップがどれだけ生じているのかということなのだと思うのですね。

人間は、理想が高ければ高いほど、現実がそれに伴わないとき、そのギャップで心を痛めて、苦しみが深くなるわけなのですね。その意味でいくと、キャリア教育の点でいけば、理想的に自分のキャリア形成をしっかりと長期的に見て選択をしていく。

でも、現実の職というところでいくと、目の前には非正規雇用が広がっている。その中で生きるのも精いっぱい。職業選択どころか、そういった生活すら不安を抱いてしまうという層の割合が、以前に比べればかなり高くなってしまっている。

しっかり現実にあったキャリア教育、要はさまざまな変化の中でも生き抜く力を育むというところが、まずは必要になるのだろうと思います。

こういった観点を踏まえて、今回のテーマに戻りますが、前大綱に関する点検・評価会議のときに比べて、改善された府省の取組も各分野で見られます。例えばジョブ・カード制度を捉えてみても、随分認知も広がったと思いますし、ジョブ・カード制度の総合サイトも拝見しましたが、随分使いやすくなっているのですね。一つ例を挙げましたが、以前に比べると、各府省の取組が発展をしてきているなと感じるところがあります。

その一方で、これが現場におりてきたときにどういう状況になるかということ、実はやる人間が手一杯になってしまっていて、理想的なレベルで使いこなせていないこともある。現実的に、これから上から下に事業を下ろしていくときに考えなければいけないのは、実際それだけ質の高いツールを現場で使いこなすときに、どれぐらいの準備、作業

量、労力がかかって、それが実際にやれる人員、体制、予算が現場にあるのかどうか。そういったところも考えないと、結果的に理想的なツールも、現場ではうまく効果を発揮しない可能性も出てくるのだらうということでもあります。

また、外部人材の活用という点がお話の中でも出てきましたが、財政がこれだけひっ迫している状況では、外注することは仕方がないところだと思いますが、近年、報道されている官製ワーキングプアという問題にも留意する必要があります。事業委託に関しては、それこそやり方次第では、民間の最先端のノウハウであるとか経験というのが、しっかりと行政サービスでもいかせるということで、質が向上するという点では大いに活用すべきだと思っていますが、自治体レベルで見えていくと、最前線、実際に当事者にふれるような相談サービスに関しては、ほぼ非正規で賄われている地域もある。

その中で、虐待であるとか、DVであるとか、高い専門性やスキル、経験が求められる分野に関しても囑託の期限、数年で切り捨ててしまうといった事態が現実になってしまっている。

こうなっていくと、短期的には、財政的・予算的には削減できるのかもしれませんが、長期的に見るとさまざまなマイナス面が出てきているのではないかと。残念ながらこういった雇用形態が悪循環を起こして、今の不安定な生活の中で、将来に悲観的になってしまう人たちを増やしてしまうのではないかと思います。

事業委託に関しても、今、随意契約は例外なくやめるという話が政府の中でも出ているように、結局のところ、相談支援事業の内容というよりも金額の低さで競争を促す入札制度に切り替わってしまい、結果、そういった経験であるとかスキル、ノウハウ、人材の質という部分に関しては、担保されない状況が現実には起こっている。こうなってしまうと、相談支援事業の成果は上がりず、配置されている支援者側も不安定な雇用環境にさらされる、先ほど悪循環がますます起こってくるのだらうと思います。

ですので、非正規雇用の正規転換ということを考えるのであれば、まずは行政サービスの在り方から姿勢を示していただくということも、一つ必要なのかなと思いました。

山縣構成員

私は個々の施策というよりも、評価の仕方について、前回から少し気になって、前回はやべれなかったので2点お話をさせてください。

一つは、例えば今日の1ページ目ですね。例えば点検・評価関係のところの職業体験・インターンシップのデータがあります。そこで、公立中学、公立高校。公立になってしまったのですね。たしか中学は9対1ぐらいで公立でしたから、これでぎりぎり代表性があるとしても、高校で言うと3割が私立に行っている。

今、ネットで調べたら、同じ調査の中での私立高校での職業体験インターンシップ実施率は、私立高校は上がりましたと書いてすごいなと思ったら上がって30%。国立は下がりましたと書いてあって6割。

文科省の場合、そこは非常に難しく、都道府県とか市町村単位で言うと、教育委員会が関われるか、関われないかでデータの取り方がかなり難しいと理解した上で、あえて公立高校とか公立に代表されることの適否は、評価としてどう見るのかなというのが1点です。

2点目は、同じくこのデータのところで、特に文科省をターゲットにしているわけではなくて、1ページ目にあったから言っているだけですが、実施率で見たほうがいいのか、参加率とか参加者数で見たほうがいいのか。今の時代ですと、実施率で見たらほとんどのところがやってくるのですね。ところが、参加している人たちは必ずしも多くない。

実施率があるというのはいいことなのだけれども、次の時代、ずっと実施率で見ていくのか。やはり実際の効果性ということで、参加者数なり参加率で見ていくのか。ここはこのデータに限らず、いろいろなところで少し考えたほうがいいのかという感想を持ちました。

定本構成員

どうしても私は非行少年とか、そういうところのことを想定してしまうのです。これはデータが大卒者とか高卒者ということになっていきますけれども、高校を中退する子が少なくないのですね。あと、1回勤めたけれども、やはり先ほどのお話があるようにすぐに辞めてしまう子、そういう子たちが何も進路指導を受けなくてきている。

あと、私の領域ですけれども、精神保健福祉手帳とか、手帳があるとまたそれはそれでできるのです。ですから、手帳は持てない、文科省の進路指導等も抜けてしまっている、そういう子たちが少なくないという感じがしまして、その辺を重点的にカバーしていただけるような取組があれば、随分と救われる子が増えてくると思います。

古賀座長

本来ですと、この後、就労等支援の充実についての意見交換ですが、かなり重なってお話が出ておりますので、一旦ここまでで議事の1を終了させていただきたいと思いません。よろしいでしょうか。

また御質問があれば、後でコメントでもいただきたいと思えます。

それでは、関係府省につきましては、ヒアリング対応、本当にありがとうございました。ヒアリング対応省庁の入れかえを行わせていただきます。

社会形成への参画支援

上記について、大綱の記載を事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

社会形成への参画支援（資料４）

文部科学省

資料４の１ページ目でございます。

文部科学省から、主権者教育、消費者教育について御報告いたします。

まず「主権者教育」ですけれども、総務省さんと連携いたしまして、平成27年以降、全ての高校生に対して副教材を配布しているところでございます。

また、先ほどもございましたけれども、新しい学習指導要領、高校につきましては2022年度から学年進行ですけれども、そこで主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む必修科目といたしまして、「公共」という新しい科目を設けております。それも含めまして、主権者教育についての学習指導要領の内容を充実したところでございます。

また、大学におきましては、キャンパス内における期日前投票所の設置など、投票率向上に向けた取組が実施されるよう周知をしているところでございます。

次に「消費者教育」でございますけれども、若年者への実践的な消費者教育を推進するために、平成30年２月に関係の４省庁と連携いたしまして、「若年者への消費者教育に関するアクションプログラム」を決定して、成年年齢の引き下げも見越して実践的な消費者教育の推進をしているところでございます。

次に「取組の進捗に係る自己評価」のところでございます。

後ろにデータもつけておりますけれども、まず、主権者教育、高等学校第３学年のデータですけれども、主権者教育をやっていますかということにつきましては、国公私のでデータですが、94.4%の高校で実施をしているのですが、具体的な指導内容を見ますと、公職選挙法や選挙の具体的な仕組みの理解みたいところが89.4%であるのに対しまして、現実の政治的事象についての話し合いですとか、模擬選挙等の実践的な学習活動が比較的低い数値になってございます。

また「消費者教育」につきましては、今年度、先ほど申し上げましたアクションプログラムの取組状況を調査する予定としております。

それも踏まえまして「（３）現在の課題と今後の方向性」ですけれども、主権者教育については、今、申し上げましたような実践的な学習が必ずしも多くないということで、まさに新しい指導要領の「公共」におきましては、現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりすることを明記して、それを推進するというようにしておりますので、引き続きその趣旨を周知し、推進していきたいと考えております。

また、消費者教育についても、関係省庁と連携いたしまして、アクションプログラムをしっかりと推進していきたいと考えております。

総務省

主権者教育につきましての御説明をさせていただきます。

資料4の19ページをお願いいたします。

こちらのほうは、先ほどの文部科学省さんの御説明に若干かぶるところがございます。項目だてのみで記載してございまして恐縮でございますが、順次説明させていただきます。

まず、(1)の大綱策定から現在までの主な取組です。平成28年2月以降ではございますが、先ほどお話がございました副教材につきましては、平成27年度に策定いたしまして、その後、毎年、全ての公私立の1年生に配っているということで、最初は370万部でございましたが、その後、1年生分を補充するような形で120万か130万ですか、配布をさせていただいております。

続いてですが、主権者教育の推進に関する有識者会議の開催でございます。こちらにつきましては、平成28年の参議院選挙を踏まえまして、主権者教育の取組をどのような形で行ったかという振り返りを行わせていただいたものでございまして、有識者にさまざまな現場での課題や方向性等につきまして御議論いただきまして、取りまとめという形で整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、その取りまとめを踏まえて、総務省といたしまして、主権者教育アドバイザー制度というものを平成29年度に創設させていただきました。

これにつきましては、次のページでございますけれども、アドバイザーの派遣ということで書いてございます。現場等でいろいろ取り組んでおられる、知見を有する有識者の方々にアドバイザーになっていただきまして、学校における出前事業や選管職員、学校教員の研修会などにおきまして、講演、グループワーク等につきましての実施をするということでノウハウの蓄積を目指したものでございます。これは現在もやっております。

続きまして「選挙出前授業見本市の開催」でございます。

こちらにつきましては、各都道府県、市町村の選管のほうで実際に出前授業等を行うのですけれども、やり方がなかなかうまくマッチングしないということもございまして、そういったことの対応ということで、選管等による出前授業の取組から実用的なノウハウを紹介していただくということで、先進的な事例を各選管さんに持ち寄っていただきまして、その情報共有を図ることを目的に実施するものでございまして、こちらにつきましても、平成29年度、30年度という形で実施したところでございます。

自己評価につきましては御覧のとおりでございまして、現在も継続して実施をしているところでございます。

現在の課題と今後の方向性でございますが、先ほど申し上げました有識者会議の取りまとめにおきまして、今後一層、関係部局また関係機関との連携も強化しながら、主権者教育の一層の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

法務省

法務省からは、法教育について説明させていただきます。

資料4の23ページからになっておりまして、一般的なことも含めた法教育の説明資料も一部つけております。

法教育は、法律の専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解して、法的なものの考え方を身につけるための教育と法務省は捉えておりまして、この推進に力を入れております。

特に、法やルールの意義であったり、多様な意見が対立する中での合意形成を図る力を養って、自由で公正な社会を支える人材の育成に資するものだと考えておりまして、最近では、学習指導要領において、法に関する教育の充実が図られたことなども受けまして、法務省では、特に学校現場において使いやすい法教育教材の作成に力を入れてまいりました。

評価シートの大綱策定後の取組といたしましては、法教育教材の作成の中でも、特に、小学生向けの法教育の視聴覚教材を平成29年度に、中学生向けの視聴覚教材、高校生向けの冊子教材を平成30年度に、それぞれ作成しているところでございます。

これらの教材の中では、先ほど話も出ておりました選挙権年齢の引下げ、成年年齢の引下げ、それらに伴って必要となる資質や能力を育むことも意識した内容となっております。

例えば選挙権年齢の引下げとの関係では、多様な意見を調整して合意形成を図るとか、解決を図る力を養う「ルールづくり」という項目があったり、憲法の中でも、個人の尊厳、国民主権、憲法や法律の基礎にある基本的な価値、国と個人との関係の基本的な在り方を取り上げている項目などもございます。成年年齢の引下げの関係では、先ほどございました消費者教育の絡みがございますが、法教育の中では、消費者教育の前提となります私法や契約の基本的な考え方というものを取り上げて教材を作成したところでございます。

これらの教材につきましては、学校や都道府県の消費者行政担当課などにも配布させていただいておりまして、文部科学省や消費者庁とも連携しながら周知を行っております。

評価でございますけれども、ここに載せさせていただいたのは法務省のホームページのアクセス数でございまして、評価が、教育というところでなかなか難しいところではございますが、一応アクセス数は増えていて、関心自体は高まっているものと認識しておりますが、現状の課題としては、やはり学校現場で取り組む先生方が一部にとどまっているのではないかとということだと認識しております。

そのため、今後、より法教育の担い手の先生方の裾野を広げるため、評価シートの(3)のところに記載させていただいたように、法教育教材の更なる周知、それから、その教材を使った具体的なモデル授業例などをホームページなどで公開していく、また、法教育教材を使った授業のやり方などを具体的に先生方に習得していただく教員向けの法

教育セミナーなども実施していきたいと考えているところでございます。

消費者庁

今の資料の33ページ以降に消費者庁のものが入っております。

大綱策定から現在までの主な取組ということで評価シートにも記載しているのですが、次のページに置いております「消費者教育の推進に関する基本的な方針」というカラーのペーパーを御覧いただけますでしょうか。

先生方、御案内のとおりかと思えます。今までも、文科省さんの説明にもございましたが、そもそも消費者教育というのは、今、見ていただいているページの左上のほうにございますように、消費者教育の推進に関する法律、平成24年12月施行に基づきまして、やっている施策でございます。

消費者教育というのは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と言われておりまして、まさに子供・若者の皆さんにその教育が重要であることは言うまでもございませんが、必ずしも子供たちだけでなく、全世代に対して行うべき教育であると、この法律でも位置付けられております。

被害に遭わない消費者や合理的意思決定のできる消費者の育成、さらには社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成するという理念のもとに、消費者庁としては消費者教育に関する施策をやっているところでございます。

今、御覧いただいておりますのは、法律に基づいて策定している基本方針なのですが、その隣に書いてございます平成30年3月20日に変更の閣議決定をしております。これが今回の大綱策定から現在までの主な取組の一つということになるわけですが、この基本方針を改定したときに、当面の重点事項として右側に1、2、3とありますように、その大きな1つ目が若年者の消費者教育を重点の項目として掲げているところでございます。

この消費者教育の推進の基本方針を改定しましたとともに、先ほど文部科学省さんや法務省さんからも若干ありましたけれども、成年年齢の引き下げを見据えまして、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムといったものを策定しております。それが今、見ていただいた資料の次のページにございます。

これは消費者庁だけでなく、文部科学省さん、法務省さん、金融庁さんとの関係4省庁で連携して進めていこうという内容で、高等学校や大学等での消費者教育の推進という明確なものを示しているところでございますが、2022年の民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる、クラスメイトの中に成人と成人でない人が混ざるといってこれまで誰も経験したことのない事態に対する教育ということで、力を注いでいるところでございます。

これも当然御理解いただいていることと思えますけれども、これまでも成人になった

とたんに消費者被害に遭うというケースが、残念ながら報告されておりました。それが18歳になろうと、20歳になろうとその構造は同じなわけですけれども、今後多くの皆さんが高校在学中でそういったことが起こり得るということで、消費者庁は平成27年でしたか、ここに小さく書いてございますが、「社会への扉」という教材を作成いたしました。これは文部科学省さんの協力も得て作ったものでございますけれども、その中で契約の知識、お金の知識、困ったときには消費生活センターに相談するといった割と明確な、メッセージ性の高い資料として教材を作成しております。

こちらに対しましては、さらに「社会への扉」という教材の周知と活用だけでなく、教員の養成研修ということで、教員による消費者教育を今まで以上にもしっかりとやっていただくための施策も必要であるといったことも含まれている内容でございます。

ここに記載しております高校、大学に対する教育に沿って、現在一つ一つ進めているところでございます。

33ページのほうに戻っていただきまして、取組の進捗に係る自己評価といたしましては、こういった基本方針という当面の重点事項を掲げて、これは各自治体に対して、同じような形で計画を立てて消費者教育を進めてくださいということでございますので、今、それを進めている最中ということになります。

2つ目にありますように、特に文部科学省さんとの連携が大きいのですが、平成30年度に関しましては、消費者教育のために「社会への扉」等の実践的な教材を使った授業というのを全国の高校で進めていただいているところです。

先ほど見ていただいた資料のこの2枚後ですけれども、「『若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム』における目標」というグラフでいきますと、2018年度は8つの都道府県でそういったことを実施する、全ての高校生にこの授業をしていただくというのを目標に掲げておりました。その点では徳島県という1県だけが完成しているのですが、70%以上の高等学校で「社会への扉」の授業ができたという報告をいただいたのが6県ありました。それから、国公立の学校に限れば70%以上で行ったと言われたところが13道県ございました。

研修の充実ということもありまして、国民生活センターでも教員の免許証更新講習を実施する大学に協力するといったことも、進めてもらっているところでございます。

このような形で進める消費者教育ですけれども、消費者庁には徳島県に新未来創造オフィスというものがございます。その関係で、徳島で先進的な取組をしてもらっていますので、そういった事例集をほかの都道府県等にも活用していただくような働きかけを、今後も引き続きやってまいりたいと考えております。

一つ一つの自治体が、一つの自治事務として消費者教育も進めてもらっているので、消費者庁としましては、関係省庁と連携しながら、このアクションプログラムに基づいてさらなる取組が進むように、積極的に支援していきたいと思っております。

古賀座長

ほかに、国税庁、金融庁、厚生労働省、財務省、防衛省からも関連の資料をいただいておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、ここまで関係省庁の御説明がございましたので、意見交換の前に何か確認の御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

私のほうからで恐縮なのですが、法務省さんの資料の後のところに黄色や赤の塗りつぶしがある形で「『成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議』工程表」というのがついているのですが、これの黄色とか赤で塗られているのは何を示しているのでしょうか。これだけ少し触れていただければ。

法務省

法務省民事局でございます。

こちらの工程表の作成に関して、御説明させていただきます。

まず、こちらの工程表でございますが、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の改正法が成立したのが平成30年6月でございます。その2カ月前、平成30年4月16日に、こちらの「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が立ち上がりました。

その目的は、環境整備の必要性を踏まえて、各府省庁において連携して環境整備の取組を推進していくということを確認したものでございまして、その連絡会議の中で、各関係府省庁の取組を進捗管理していこうという目的でつくられたものでございます。

平成30年9月に第2回の連絡会議、親会が開かれまして、そちらで平成30年9月時点の工程表がつけられております。そこからつい先日でございますが、2019年6月17日に第3回の連絡会議が開かれまして、それまでにいろいろと幹事会において具体的な施策の話は進んでおったのですけれども、その間の関係各府省庁の施策の進捗状況と申しますか、現在までの取組と、2019年度、2020年度、2021年度の目標について、平成30年6月時点のものからどのように変わったのかということがわかるようになっております。

具体的に申しますと、現在までの取組のところと、2019年度、2020年度、2021年度の部分でセルを黄色に塗っておるところが変わったところでございます。その中で、赤字で加筆または削除している部分については、関係府省庁様において、こういう形で前回の2018年、平成30年9月ごろからこういう形で進捗があったという形で御報告いただいているものでございまして、2019年度、2020年度、2021年度についても同様でございます。

ということで、こちらのセルを黄色で塗られているものと赤で加筆されているものについては、前回の工程表から進捗したものであるということで御理解いただければと思います。

古賀座長

かなりかぶる課題が多いですね。しかも、セルごとに見ておきますと、対象者が相当細かく区分されていて、ここも、今回の議題との関係で議論しなければならないことがあるかと思えます。

2) 意見交換

土肥構成員

大きく3点、御意見させていただければと思います。

まず、1点目に主権者教育に関してなのですが、これは自分自身も現場で関わっている分野であるので、ここについてはいろいろ思うところがあるのですが、特に主権者教育の中の文科省さんの自己評価で、現実の政治的事象についての話し合い活動が余りされていないという話であるのですが、まず、そもそもほとんどが投票教育になってしまっていて、主権者教育になっていないという点が指摘できるかなと思います。

学校の現場の話を聞いていると、政治的事象について扱いたいと思っている社会科の先生も結構いらっしゃるのですが、2015年に文科省のほうで、高等学校の政治的活動等についての文科省通達が出されていると思いますが、この中で現実の政治的事象について触れるような授業をしたほうがいだろうということが書かれていて、ただし書きがあって、政治的中立性を担保しなさいということが書かれています。

学校の先生側としては、どこをどういったら政治的中立性を侵してしまうのかという判断が現場ではできなくて、積極的にやられている地域では研究会等が行われていて、先生方の中で、ここまではいだろうという流れでやられているところもあると思うのですが、やはりこれを自己評価の指標として入れるのであれば、政治的中立性とは何なのかということについてきちんと議論するべきですし、それを指し示していくことが必要ではないかと思っています。

2つ目なのですが、全体的な感想で、社会形成の参画支援というのが題目として出ていますが、どちらかという子供・若者に対して求めていくものばかりで、要するに、育てていくところだけしか考えていなくて、そもそも参加したい社会になっているかどうかみたいなところの社会側をどう変えていくかという視点が、大きく抜け落ちていると感じています。

その意味で具体的な話をすると、例えば学校のほうで主権者教育をされて、もっと積極的に社会に参加しましょうと言われるのですが、実際に子供たちがいる社会を見てみると、学校の現場を見てみると、例えば生徒会とかが形骸化していたり、要するに、意見が言えないのに突然意見を言えと言って、参加しろと言われるのは大きなジレンマを感じて、これで本当に主権者が育っていくのかというのは、大きな疑問があるかなと思います。

その意味で、3点目になるのですが、参画機会の保障という意味で具体的な取っかか

りとして、生徒会活動をもう少し見直していくことが必要ではないかと思っています。

やはり学校の中で自分たちが意見を言えないとか、参画できない、意思決定に関与できないのに、学校外の実際の選挙に自分たちが関与したり、参加したりという意識は絶対に出て来ないと思うので、もっと身近なところから始めるというのが、一つ大切ななと思います。

もう一つは、社会形成への参画ですので、学校外の実践というのも非常に重要だと思っていて、今年、早稲田大学の卯月盛夫先生と私のNPOで合同調査をしまして、子供議会、若者議会を全国でどれぐらいの自治体が設置しているのかという調査をしました。

これによると、過去に実施していたというものも含めて6割ぐらいの自治体が、子供議会、若者議会に類する事業を実施している。もちろん違う名称のものもあると思うので、完全には捉えられていないのですけれども、学校外での社会参画への機会保障、要するに、まちへの参加だったり、自治体への参加という参画保障というものもあわせて検討していく必要があるのではないかと考えています。

古賀座長

今も途中で出たのですけれども、子供が参加したい社会かどうか。子供が主体的に社会に対してメッセージを送る部分というのが余り出てこないのかなと、私も少し感じながらお聞きしていました。読本を読ませるという形だけでいいのかなということは少し思いました。

藤川構成員

土肥構成員のおっしゃることに全面的に賛成という上で、一言申し上げたいと思います。

本来、教育基本法の第1条で、社会形成に参画するということとはうたわれているわけで、教育全体を通してやっていくのが、この社会形成に参画する態度を育むということのはずなのですね。

ところが、主権者教育とか法教育という、いわゆる 教育という形で、一部は外づけで学習指導要領上も位置付けがはっきりしないまま、教員の自主的な取組で取り組むというのが、各府省の施策として拳がっている。そもそもこれでいいのかということがありますね。

本来、学習指導要領の中で、教育課程を通して社会形成に参画する態度が育まれるように教育がなされるべきだということが、教育基本法の第1条に書いてあるわけですから、どこの学校に行っても、日本で教育を受けた人たちは、こういう教育を受けられるのですよとしなければいけないはずなのに、どうも 教育、外付けというのが中心。

しかも、古賀座長がおっしゃったように、本を読ませるだけという啓発モデル、そういう教育が多いということでもいいのかということなのです。

土肥構成員がおっしゃったことにも大賛成で、先ほどのOECDの調査では、問題解決的な学習をグループで行うということが、日本の教育では弱いのです。それから、すぐに解決できないような課題に取り組むというのも弱いのです。こういうことを日常からやっていくというように、言わば教育の体質改善的なことをやっていかなければ、主権者教育も法教育も余り効果が出ないのではないかと。

となったときに、今度の新学習指導要領でどこまでできていますかということが問われなければいけないわけで、「公共」という科目をつくれればいいという話でないというのは、古賀座長のおっしゃるとおりだと思います。ぜひ教員の指導の日常の在り方から変えていくということを進めていかなければいけないのではないかと。そういうところについて取組を具体化し、評価していくということをやっていかなければいけないのではないかと思います。

これは先ほど福田構成員がおっしゃった、日本の教育と外国の教育でどこが違うのかということの一つのポイントであるかなと思います。日本の教育では、自分たちのコミュニティの課題を、多様性を尊重しながら解決していく学習が著しく弱い。諸外国では、そういうことを日頃やっているわけですね。ですから、民主主義社会への参画の態度などもかなり違ってきているのではないかと。やはり日頃の学校の授業スタイルから変えていかなければいけないのではないかと。そのように思いますので、ぜひそういった方向での検討を進めていただきたいと思います。

柿野構成員

今、御報告いただいた消費者教育に関わる内容については、社会形成への参画支援という枠組みにありながら、成年年齢引き下げということで、それに伴う未成年者取消権の消失で消費者被害が増えるということに対する被害防止という観点のお話が多かったように思います。

冒頭、米山室長からお話があったように、消費者教育というのは消費者の自立支援ということで、被害に遭わないということももちろん大事なのですけれども、消費者として社会に参画するという視点を持った、幅広い教育の内容であるべきだと思います。

ですので、SDGsの中で、消費者のつくる責任、使う責任ということで、消費者の責任ということも明確になっているわけで、そういったグローバルな観点からの消費者の役割、社会形成に果たす役割という議論が、本来ここに入ってくるべきではないかという印象を持ちました。

もう一点ですけれども、消費者教育は、米山室長のお話にもあったのですけれども、地方自治体の自治事務として行われているというところがございます。ですので、地方自治体がこれに対して予算をつけるかどうかということで、行われるか、行われないかという非常に危うい状況で行われているところであります。

ですので、今年度は一切プラスの予算をつけませんという首長の宣言があれば、消費

者教育の予算が少なくなっていくということが現実に行われているわけですので、そのあたりの担保をどうしていくか、地方自治体間の格差をどう防いでいくかという議論もすべきではないかと思いました。

清永構成員

前回のお話も含めてなのですが、やはり発達段階に沿った体系的なカリキュラムが必要なのではないかと今日も強く思いました。

私はイギリスのシティズンシップ教育の研究をしているのですが、いろいろ問題はありますが、イギリスではシティズンシップエデュケーションの中に、こういった人権ですとか人種差別、環境、犯罪加害・被害といったものも含まれて教えているということがあります。

シティズンシップエデュケーションを通してどういう人間に育てたいかという目的があって、寛容性を持った、そして、能動的に社会に参画する市民に育てるという最終目標があります。実際なかなかその効果が見えないことや、また地域や学校によって教育内容や質の差などがありますが、やはりそれでも大人になるために必須の教育であるとして、シティズンシップエデュケーションはカリキュラムや教育方法が精査されながら行われています。やはり各省庁の連携をした体系的なカリキュラムを発達段階に沿って行っていくことが必要なのではないかと思いました。

門馬構成員

先ほどからの議論も含めて、様々な教育が一緒にされてしまっている状況に対して、誰がそのボールを持つのかということが基本的に学校に集約されていってしまっているようなこの状況に、危機感を覚えています。

例えば、今回新たに「公共」という科目ができると、社会全体の中で、子ども・若者の公共性を担保するのは「公共」という科目にお任せするというような流れになっていかないかということに、非常に不安を感じています。

社会全体の脆弱性、社会全体の教育力の低下が学校教育の課題として集約されていくということが果たしていいのかということを見直していかなければならないのかなと思いました。

先ほどキャリア教育の話もありましたが、キャリア教育という言葉自体のひとり歩き感を覚えました。職業教育や勤労感の醸成に特化していく形でのキャリア教育のひとり歩きは非常に危険かなと思います。キャリアという言葉自体も多義性を含んでいます。働くということだけでなく、それこそ遊ぶ、休むということ、キャリアレインボーの考えにもありますが、家族としての役割があったり、様々なライフステージにおいて役割が変化していく中で、どう役割と付き合いながら暮らしていくのかということ自体がキャリアだと考えたときに、キャリア教育の全てを就労・就業というところに収斂させ

ていくという点は、見直しが必要かなと感じています。

学校で学び、就労して働くということが、いわば入り口と出口のように、一つの線として見られている部分が非常にあるかなと思います。ですが、学校に通う生徒である以前に、企業等で働く職業人である以前に、この国で暮らす国民であり、市民であるというこの前提を再確認した上で、働くこと以外の暮らすということを誰が教えてくれるのかという問いを改めて考えないといけないのではないかなと感じています。

最後に3点だけ、ふだん現場で接している子供たちから出てきた素朴な疑問をシェアしたいと思っています。1点目が、これはある高校生が言っていたのですが、学校の先生は職業体験とかインターンシップの話は積極的にするのに、何でアルバイトは禁止するのかという疑問です。

2点目は、学校の先生たちは、キャリア教育とか総合的な学習でなりたい自分になりなさいとか、好きなことを仕事にきなさいというのに、現実、好きなことは求人票にないのはなぜかという疑問です。

最後、3つ目は、もっとゆとりを持ちなさいとか、友達と遊びなさいとか、人間関係を深めることが大事だということを学校の先生も様々な大人も言うのだけれども、そもそもそれはどうしたら出来るのかという疑問です。

総論的な話になりますが、社会の変化の中で、実は私たちが当たり前だと考えていることが当たり前でなくなってきたという前提の上で、考えていく必要があるのかなと思っています。以上です。

古賀座長

確かに、今、お伺いしていても、働くことのベースは生きることなので、ライフの部分を想定した上で働くことを立ち上げていかないといけないという御指摘は、大変大事ではないでしょうか。

特に今、その前の話題につなげていってしまいましたが、私、いろいろなネット販売みたいなものを見ていますと、子供たちの生活の中で、もうネット販売を使っていますね。その生活圏ができてしまっていて、我々世代はすぐにそういうものから離れてリアルに物を買いたがるわけですが、もうそういう実体的な経済でなくて、みんなネットとかの仮想の中で買っていかうとするわけですね。

それがライフになっているという時代に、我々がただ働くことについて実体だけを延々と言えば、まさに生活の実感からは遠ざかるばかりということがあり得るかなとお聞きしていて思いました。

ですから、それが先ほどの3点出てきた子供たちの問題ともつながっていて、成年年齢の引き下げに応じてちゃんと自己責任を子供たちに問うなら、そこに一体的に今のような問題の答えもつけていかないと、自己責任を問い切れないような事態が起きかねないという気がしますので、大変貴重なお話だったと思います。

谷口構成員

出てきたところにも関連するところなのですが、実際、消費者教育も含めて、主権者教育も含めて、それを教える側の教員の養成課程がそれを実施し得るスキルを養う状況にあるのかというところは、やはり問うていかなければいけない。

実は公民の教員免許を持っていまして、振り返ってみると、教授によっては、ディベートも含めて、しっかりと社会課題を解決するためにどのような能力を身に付けていくか、こういったことを実践に即して問われる先生と、全く理論に終始して、現実とかけ離れた世界で問うてくる先生方もいらっしゃった。

各大学の教員養成課程で特色を出すのは良いことだと思いますが、その中でも共通して確保しなければならないのは、実際の相談支援の現場の経験。現実にとりだけの課題があって、それをどのように解決していくのか、実践に触れたことのない学生が学力的に、技術的にたけているということで学校現場に入っていくということになってしまうと、現実幾ら国のほうでしっかりとしたカリキュラムをつくったとしても、それを実践する段階で行動に移すことはなかなか難しいのだろうなと思うところです。

次にキャリア教育の話もそうなのですが、野村総研の調査によれば、今の労働人口の約49%職業が、AI等登場によって機械化されて代替されてしまう。こういう時代なので、今後急激に変化していく時代ですので、大学の教員養成課程というのは、なおさらそれを踏まえて見直していくことが必要なのだろうと思います。

そういった中で、もう一つ現場の課題としては、先ほど門馬構成員のほうからも出たと思うのですが、先程の参加率を見ても現実、子供たちの中には、こういったキャリア教育に全く触れられていない層が一定数出てきてしまっている。また、高校中退問題を考えれば、そこから外れてしまえば、通信制やフリースクールに移行するため、そこが今の関係府省が求めているような水準の情報を保持しているかということ、実はそうでなかったりする。

多様な教育は大事だと思いますが、ますます情報格差・教育格差が広がっていく可能性があるということでもありますので、いかにフリースクール等にもこういった情報を届けていくのかというところは、議論していく必要があるのかなと思いました。

山本構成員

漠然とした話になって恐縮ですが、今、子供たちがやりたい職業は、ユーチューバーとかそんな話がありますね。働く人も、雇用関係がない中で働いている人がどんどん増えてきています。一方、非正規の問題もあって、3人に1人の非正規の人が家計を支えているというデータもあります。

そして、先ほどおっしゃったような離職率の問題、不本意な非正規の問題、そんないろいろな問題がある中で、若い人、子供たちはどんな社会の形成に携わる人になってい

きたいのかということ、私たちはどうやって示したらいいのだろうと考えていました。

皆さんがおっしゃることは本当に一々もつともで、それが全部学校でやらなければいけないとなったときに、教職員の資質を向上させろ、一方で点数を上げろ、一方で子供たちは権利があるはずなのに、休む権利も遊ぶ権利も許されないような状況の中にあるのではないかと思ったときに、どうしていったらいいのだろうという思いだけが先に立ったということで、本当に漠然とした話で恐縮です。

門田構成員

前半の就労支援でもよろしいでしょうか。

やはりここに先ほど出ていました、退学からフリーターまたはニートの問題はありますが、平成29年度の文部科学省のデータを見ていても、高校での不登校率が約66人に1人。多くは、その後、フリーターないしは退学していくわけですが、そうすると、確かに高校年齢でのキャリア教育も重要であるけれども、ある意味での高校中途退学の予防という方向での役割もあるし、いざ退学をしていくときには、転校していく場合は進路があるわけですが、特に進路が決まらない場合の就労となったときには、御存じのように学歴的には中卒になりますので、正規雇用率は大学または高校卒よりはぐんと落ちてしまうわけですね。

ですから、やはりフリーター、ニートとなったときに、高校から次の就労に向けての支援の充実ということで、いわゆるトランジションでしょうか。どうしても移行支援が必要になるかと思うのですね。

そうしたときに、高校の進路の先生だけではなかなか多忙な状況がありますので、やはりどこか、文科省と厚労省、いわゆる高校とハローワークをつなぐコーディネーター的な役割、最近はソーシャルワーカーも一つの手だと思いますけれども、そこはかなり支援が要する状況があるなというのを感じているところでもあります。

鈴木構成員

今日のテーマは、まさに生きる教育。そして、おっしゃるとおり、生活の場での教育だと思うのですが、今、現実にこれだけ学習指導要領も変わり、例えば「公共」だけでなく、総合的な探究という時間も増えますので、子供たちがいかに主体的に動くかという場が必要だろうと思っています。

そのためには、やはり積み重ねた体験がとても大きいなというのを感じていて、先ほど座長のおっしゃるとおり、今、子供たちがおままごとをしたときに、この間見ていたら、最初につくったのがポイントカードだったのですね。まさに我々の時代とは違うというか、そういう中で、教員を含めて大人が学ばなければいけないというところをすごく感じました。

同時に、消費者教育に関しましては、やはり何かあったときに相談できる、例えば法

テラスのような、そういう場がもう少しアピールできるといいなと思っています。よろしくをお願いします。

明石構成員

私も少し漠然とした感想ですが、先ほどご説明があったキャリア形成と社会参画はともリンクしていると思います。門馬構成員からも御意見があったように、「なりたい自分」とか「やりたい仕事」のような理想像のようなもの、あるいは「子供や若者が守られる社会」というような教育などを含めて、良いことばかりを追い求めてしまうと、どうしても現実とのギャップがあります。その現実から1回ドロップアウトしてしまうとなかなか社会参画ができなくなってしまうという現状が、今、日本の中で起きているのではないのでしょうか。

一方、社会では「ダイバーシティ」や「多様な価値観」を認めようと言われているにもかかわらず、教育内容そのものは割と画一的なものであったりすると、それ自体も絵に描いた餅のように現実的でないのではないかと思います。

極論ですが、理想でなくて、社会の現実はこんなに厳しいことがあって大変なのだとということをもう少し理解させるようにしておかないと、忍耐力があって頑張れる子どもや、生きる力を持てる子どもが育っていかないのではないかという危機感を持っています。

教育制度やその内容を良いものにしようと思い、各省庁が努力をされてのはとてもよくわかりますが、実際の現実はその逆行していることが、結果として起きているような気がしていて、それがどういうギャップから起きているのかと先ほどから考えていたのですが、やはり「質」の問題なのではないのでしょうか。理想的なものや、良かれと思うことを教えたり、道しるべとして示してしまっていることによるギャップなのではないかという気がしました。

漠然とした話で、まとまらない内容で恐縮です。

土肥構成員

各構成員の発言に触発されてですけれども、多分すごく全体論的な話になりますが、そもそもどういう子供・若者感を持ってこの大綱をつくっていくかとか、評価していくかということが大事で、ベースにはやはり子供の権利条約があって、権利行使主体としての子供・若者ということベースに考えたときに、改めて社会形成の参画支援というものを個人的な印象で見ると、参画支援というのは少しおこがましいなというか、本来参加することは権利であるので、それをどう保障していくかという議論をしなければいけないのに、参画支援という題がつくと、子供たちをどう育てていくかとか、その力をつけていくか、もちろんそれも大事なのですが、ここまでの話の中で、やはりこれからどんどん社会が変わっていくというときに、子供たちは未熟と言われますが、未熟ということはある意味新しいということでもあるので、その新しさを社会にどう生かしてい

くかということが、これから求められるのではないかと考えていまして、そもそもの基礎となる子供・若者観みたいなものを、ここで共有することが必要なのかなと思いました。

定本構成員

先ほどから漠然とした思いとか、本当に現代社会にはいろいろな課題があって、その都度、子供たちにこういうことを、こういうことをということで、何とか教育、何とか教育、文科省のすばらしい施策といいますか、それが全部学校の現場の先生にかかってくるということで、本当に先ほどから皆さんがおっしゃっているように、本当にどうするのだろうと。

實際上、現場ではますます逆のことが起こっているということを感じまして、海外のお話も出ていましたけれども、自分の娘の一人がオーストラリアで現地の学校の先生をやっている、大分違うのですね。

何がどう違うかの一つの答えが、それぞれの学校に常勤のスクールソーシャルワーカーがいるのですよ。その人がいろいろなことをやってくれることで、担任の先生が随分楽になっているというのを見て、ずっとこれも思っていました。そういう漠然とした思いの一つの具体的な提案として、ここまでいろいろなことがあって、外部と内部の中でいろいろなコーディネートをしなくてはいけない今、常勤のスクールソーシャルワーカーが各学校に一人というのが必要なのではないかと、今回もその思いを強くした次第です。

古賀座長

今のお話は、皆さんずっとおっしゃっていて、学校だけに何かを任せるということは非常に厳しいのではないかと。ここに文部科学省の方もいらっやっていますけれども、場所として学校という場ですることと、学校がすることはイコールではない。学校という場でやれることはたくさんありそうだ。その違いがかなり浮かび上がってきてしまっているのではないかと。つまり、学校で何でも課題解決の仕事をするとな非常に大変になってきているのではないかと。

今のお話のように、さまざまなコーディネーター、サポーター、ワーカー、横文字ばかりなのですがけれども、いろいろな補助的な人員ということが出ております。これは非常に重要だと思えますね。

同時に、私は誰がこの人たちを養成しているのだと思うところもございまして。専門の養成機関があるわけではない。しかも、その方々をいわゆる短期的雇用でお願いする。これはなかなか難しい問題を抱えていないでしょうか。ですから、必要ではあるのだけれども、そういう仕組みが余り感じられない。

このことと関連して、学校と地域社会とその間にさまざまにあるべき中間的集団がた

くさんあるはずなのですがけれども、これが若い人にとっても見えてこない。これはどうかという問題も非常に感じる場所ですね。つまり、中間的な集団がもっと力を持っていかないと、先ほどから出ているような「学校だけ」から脱することはできないし、また、地域社会を感じて参加する機会がつかれない。要は、まず参加する機会がない。参加する意思とか参加したいと思うのは次の段階ですからね。参加の機会が保障されないということになりかねない。ですから、ここは非常に根幹をなす問題ではないかとお聞きして思いました。

というお話をされていて、まだほかに御意見があれば。

時間的にはそろそろ迫ってきているのですが、よろしいでしょうか。今、ぜひという方はいらっしゃいませんか。

本当はという方もいらっしゃるでしょうから、もし、本当は言いたいことがという方がいたらメールで事務局にお送りいただくということで、一旦ここまでで2つの議事についての話を終わらせていただきたいと思います。

大変長い時間、しかも、熱心な御議論をいただきまして、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

では、事務局のほうから、連絡事項がありましたらお願いいたします。

谷口調査官

今回の会合でございますが、大綱の項目で申し上げますと、困難を有する子供・若者やその家族の支援が主な議題となる予定でございます。

開催日につきましては、現在調整をさせていただいておりますので、改めて御連絡をさせていただきます。

また、本日は時間の関係で資料の配付のみとさせていただいておりますが、令和元年版の子供・若者白書の概要版につきましても、お手元に配付させていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。

本日の議事要旨につきましては、案が作成でき次第皆様に送付させていただきますので、御確認をいただけますようよろしくお願いいたします。

古賀座長

それでは、第3回目の会議はここで終了させていただきます。どうもありがとうございました。各省庁の皆さんもありがとうございました。